

## 令和8年度青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、県内中小企業等の輸出などの海外への事業進出を推進することにより、県内中小企業等の活性化及び雇用拡大を図るため、県内中小企業等が行う輸出市場販路開拓・拡大支援事業に要する経費について、令和8年度予算の範囲内において、当該中小企業等に対し、青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）及び令和8年度青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金審査要領（以下「審査要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者であつて、県内に本社・事業所を有する者（以下「中小企業者」という。）
- (2) その他知事が適当と認める団体

### (補助事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (2) 補助事業者が法人の場合にあつては定款の写し、複数の中小企業者で構成するグループ等の場合にあつては当該組織及び運営に関する規程等の写し、個人事業主の場合にあつては確定申告書の写し
- (3) 最近1か年の貸借対照表及び損益計算書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除でき

る部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（事前着手）

第5 補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に補助対象事業を実施しようとする場合で、申請時に事前着手届（第2号様式）を知事に提出したときは、この限りでない。

- 2 前項により交付決定前に事業に着手する場合は、次の事項を了承の上行うものとする。
- （1）補助金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失等が生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
  - （2）交付決定額が交付申請額に達しない場合において異議を申し立てないこと。
  - （3）補助事業等の審査により不採択となり、補助金の交付を受けることができない場合において異議を申し立てないこと。
  - （4）当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内において、事業計画の変更を行わないこと。

（補助事業者の選定）

第6 補助事業者は、別に定める審査会が審査要領により選定する。

- 2 前項の審査結果に基づき、規則第4条に規定する補助金等の交付の決定をするとともに、不採択となった申請者に対しても、その旨を通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- （1）補助事業の内容について、変更を加える場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。なお、変更を加える場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 別表に掲げる補助対象経費の総額の20パーセントを超える増減
  - イ 別表に掲げる各補助事業間の配分の20パーセントを超える増減
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- （4）補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和9年4月1日から5年間保管しておくこと。
- （5）補助事業が完了したときは、速やかに事業完了届（第5号様式）を知事に提出して

その確認を受けること。

(申請の取下げの期日)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金請求書(第6号様式)を知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第11 規則第10条の規定による報告は、令和8年12月末現在の状況を記載した事業遂行状況報告書(第7号様式)を令和9年1月20日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第12 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い期日までに事業完了実績報告書(第8号様式)(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、事業廃止実績報告書(第9号様式))に補助対象経費に係る支払証拠書類の写しを添えて行うものとする。

2 前項の報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金に係る消費税額の確定報告書(第10号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年5月11日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表（第3関係）

※ ただし、国、他の地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金を受給して実施する事業を除く。

補助事業	補助対象経費	補助金の額
1 海外で開催される見本市・商談会への出展事業	1 ブース借上費 2 ブース装飾費 3 通訳代 4 渡航費（1名のみ ※1） 5 輸送費 6 機器レンタル代 7 光熱水費 8 メール翻訳代（商談後2回以内） 9 代理人費用（※2）	補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額又は500千円のいずれか低い額以内の額。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。 なお、1社に対して1年度に補助できる金額の上限は500千円とする。
2 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品PR映像作成事業（※3、※4）	1 ホームページ作成費 2 企画・デザイン料 3 翻訳代 4 印刷費 5 撮影費 6 編集費	
3 海外向け商品パッケージデザイン作成事業（※3、※4）	1 パッケージ作成費 2 企画・デザイン料 3 翻訳代 4 印刷費	
4 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請事業（※3）	1 申請・出願手数料 2 代理人費用 3 翻訳代 4 先行調査費	
5 海外向けインターネットショップ出店事業（※3、※4）	1 インターネットショップ出店に係る初期登録費用及び月額出店料（3か月以内）	

※1 令和5年度から令和7年度までの間に青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金のうち渡航費の交付実績がない者を対象とする。

※2 渡航制限下での出展等、代理人による出展がやむを得ないと認められる場合に限る。主催者・搬入業者との調整、物品管理、商談実施に係る費用等を対象とする。

※3 海外で開催される見本市・商談会に令和8年度中に出展予定又は過去3年度以内に  
出展したことがある者を対象とする。

※4 維持経費及び増刷経費は対象としない。